

平成26年労第210号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に入社し、L部〇課を経た後M部に配属となった。その後、転勤を繰り返し、平成〇年〇月〇日から会社B事業所でシステム技術担当として勤務していた。請求人によれば、平成〇年〇月頃頭がぼーっとしたり、時々めまいがするなどの症状が出現したため、同年〇月〇日C病院に受診し「うつ病」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日Dクリニックに受診し「うつ病」と診断され、平成〇年〇月〇日にはEクリニックに受診し「うつ病性障害」と診断された。

請求人は、平成〇年〇月頃から上司から暴力、暴言を受けていたこと、平成〇年〇月から携帯電話向けラインの設備制御システムの立ち上げに従事し、同年〇月から〇月にかけて工場内ネットワークの立ち上げ支援も行い、さらに、同年〇月からは3インチ程の液晶ディスプレイ製造ラインの立ち上げに従事したため残業時間が増えたことから精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員F医師作成の意見書によると、請求人は、平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したと意見しており、当審査会は、請求人の申述、医証及び経過等に照らし、同医師の意見は妥当と判断する。

(2) 請求人らは、本件疾病の発病時期が、平成〇年〇月下旬であると主張する。すなわち、平成〇年〇月〇日のG病院の診療録には、H医師による「症状はよくなったとのこと。」との記載があり、同年〇月〇日の診療録の表紙に「うつ病再発」と記載されていることなどから、同年〇月にうつ病が治癒又は寛解し、その後、同年〇月下旬に本件疾病を発病したと主張する。

しかしながら、J医師は、意見書において、「平成〇年〇月〇日より、ドグマチール(25mg)とソラナックス(0.2)開始。同年〇月〇日にパキシル(10mg)に変更。その後パキシルを40mgまで増量し、ドグマチール(50mg→150mg)、アモキシサン(25mg)など追加。」と述べていることから、平成〇年〇月から同年〇月まで請求人への投薬は継続していると認められる。

また、平成〇年〇月〇日の診療録には、H医師により「来院できないとTELあり、症状はよくなったとのこと、何かあれば来て下さいと話す。」と記載

されており、「症状がよくなったとのこと。」というのは、電話で請求人が述べたことを記載したものであって、H医師が、実際に請求人を診断し、所見を述べたものとは認められない。平成〇年〇月〇日の診療録の表紙の記載は単なる備忘録に過ぎず、医学的所見を述べたものとは認められない。したがって、当審査会としては、上記請求人らの主張については、いずれも採用できない

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会はその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(4) 本件疾病の発病（平成〇年〇月上旬）前おおむね6か月間において、長時間労働など「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(5) 次に「特別な出来事」以外の出来事について、以下、検討する。

請求人は、平成〇年〇月から携帯電話向けラインの設備制御システム及び液晶ディスプレイ製造ラインの立上げに従事し、同月から同年〇月の間に工場内ネットワークの立上げに従事したこと、同年〇月からI工場での3インチ程度の液晶ディスプレイ製造ラインの立上げに従事し、仕事量が増加し、時間外労働が増加したことが認められ、これらの出来事は、認定基準の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、心理的負荷の程度を「中」と判断する具体例「担当業務内容の変更、取引量の急増等により、仕事内容、仕事量の大きな変化（時間外労働時間数としてはおおむね20時間以上増加し1月当たりおおむね45時間以上となるなど）が生じた」に合致することから、当審査会としては、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(6) 請求人は、J課長から、現場の誰も見ていないところで暴行を受けたと主張しているが、請求人の他に、J課長の暴言、暴行を具体的に証言する者がいないことから、当審査会としては、請求人が主張する出来事があったとは認められないと判断する。

(7) 請求人らは、平成〇年〇月〇日から12日間の連続勤務があり、そのうち7日間は深夜に及ぶ勤務であり、1日は徹夜をしていることから、心理的負荷は「強」である、〇月の時間外労働時間数が直近で2倍以上に増え、おおむね1

00時間であることから、心理的負荷は「強」であるなどと主張しているが、それらの連続勤務ないし時間外労働時間数の当否は別として、仮に請求人の主張とおりであるとしても、本件疾病発病後の出来事であることから、当審査会としては、心理的負荷の評価の対象とはできないものである。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。